

令和2年あきる野市農業委員会 12月総会議事録

令和2年12月23日（水）午後1時30分、令和2年あきる野市農業委員会12月総会は、あきる野市役所別館3階、第1会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、大福哲也、唐澤啓治、長濱一郎、本郷朝次、橋本和夫、笹本善之、小川金二、栗原剛、嶋崎三雄、田中克博、平野久雄、山崎勇

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎、小田川篤雄、坂本博、野崎忠、宮崎恒雄、田中英雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 金子公晃 ・ 事務局 橋爪貴英、金澤知行

議事日程

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について

第2号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について

開会 午後1時30分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。9月の改選から早いもので、今年最後の総会となりました。

今年は新型コロナウイルス感染症の関係で、イベントや研修も含めていろいろ支障が出たと思います。皆さんの農業経営についても支障が出たのではないかと思います。現在も感染患者が増えておりまして、ワクチン等の接種が始まるまでは、このような状況が続くのではないかと思いますので、農業委員会といたしましても対策を取って対応していきたいと思っております。それでは定刻となりましたので、ただ今から令和2年あきる野市農業委員会12月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。暮れのお忙しいところ総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。今、お話ありましたように、新型コロナウイルスの感染者が増えているところでありまして、気候は穏やかな陽気で結構なんですけれども、このまま乾燥が続きますと、更にインフルエンザと相まって大変なことになるのではないかと思います。皆さまも体に気を付けていただきますようお願いいたします。また、先月あたりからこの暮れ特にですけれども、天気が良くて野菜が豊作と言いますか、育ちが良くて、それで反面、コロナで飲食店等、そこへ出しているべき野菜がみんなだぶついてスーパーへ流れているそうですが、これは11年以前以来の野菜の安値だと言いますが、11年前は天候などの影響だったのですが、今年は原因が違いますので、これはコロナが収束しない限り、野菜の安値がいつまで続くか分かりませんので、皆さんをはじめ、市内の農家の皆さんも畑で作物を作っていられっしゃいますが、生産意欲が落ちて畑が荒れたりしないように、皆さまご近所、自分の担当の地域、それ以外でも気が付くことがありましたら、その農家の人でもよろしいですし、農業委員会でもいいですので、できるだけ見ていただくようお願いいたします。また、総会が今のところ全員出席での開催となっておりますが、来年になってコロナが収束しなければ、どういう態勢を取って総会を開催するのか、また予定が変更になる場合もあるかも知れませんが、皆さまご都合つけていただくように、よろしくをお願いいたします。それでは本日もよろしくをお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。諸報告ですが、このような状況下ですので特段の報告はございません。本日の署名委員は栗原委員と嶋崎委員になりますので、よろしくをお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくをお願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は農業委員14名、推進委員6名の合計20名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、経由8について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について。農地法第5条第1項の規定による許可申請については意見を付して同法施行令第15条の規定により東京都知事に進達するものとする。令和2年12月23日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・経由8 朗読)

以上になります。

(議長) 続きまして、担当の小川委員、説明願います。

(小川委員) はい。本件については12月18日、事務局2人と私で現地を視察してまいりました。当日は所用で現地に一緒に同行できなかったのですが、小田川委員にも別途現地確認をさせていただいております。それでは地図の3ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらは●●m²ですが、当該地の東側は進入道路というような感じで△△△△の実家で使っており、その西側の黒塗りの部分が今回の当該地となります。あと、実家の庭は今、車庫に使っているような倉庫があるのですが、そこは取り壊して住宅を建てるような形になります。また、○○○○-○の前の所には倉庫が2棟建っておりますが、その倉庫についてはブロック積みなので、すぐに撤去できる状態となっております。進入道路についてはすでに防草シートを貼ってあって、草が生えないようにして、若干砂利もあるというような状態でした。細かくは事務局の方で、都に進達する理由書がありますので、事務局で説明をお願いいたします。

(議長) はい。では次に、転用理由の説明を、事務局、お願いいたします。

(事務局) はい。それでは転用理由書を読み上げます。

(転用理由書 朗読)

このような理由書をいただいております。以上でございます。

(議長) はい。ただいま、事務局と小川委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(坂本委員) ちょっと教えてもらいたいのですが、この地図の黒く塗ってある所だけが畑なのか、まだ他に畑があって、そこだけ分筆して建物を建てるのか、ちょっと伺いたいのですが。

(事務局) はい。現在もう分筆は済んでおりまして、この黒塗りの所が○○○○-○で、その下の白い所が□□□□-□で、こちらは現状農地という形になっています。

(坂本委員) ここに家を作るんですか？

(事務局) そうではなくて、△△△△の宅地があると思いますが、その真南の敷地内に本来は収まる形で建設を進めるところだったのですが、理由書にもあるとおりに建ぺい率の不足が発生しまして、○○○○-○にもかかるような形で建設する、ということになっております。

(坂本委員) はい。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、経由8の農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達については、これを相当と認める意見を付して、進達する事にご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、進達することにいたします。続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和2年12月23日

提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上になります。

(議長) 続いて担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。説明させていただきます。去る18日に事務局2人、そして唐澤委員と私、4人で現地調査に行っていました。地図の4ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

きれいに作付けされておりまして、ネギ、ハクサイ、ブロッコリー等、本当に草1つないような感じで、きれいに作付けされておりましたので、何ら問題はないと思いますが、ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、令和2年あきる野市農業委員会12月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、1月22日、金曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後1時44分